(B)　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。また、申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、④に掲げる書類に代えて、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写しを併せて提出すること。

(C)　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」（昭和50年12月22日北開局工第91号）別紙第２条第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿及び共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうち一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５「一般競争（指名競争）参加資格の審査」の（建設工事）⑴①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

(D)　申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合をいう。以下同じ。）の場合は、当該組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類を提出すること。

（測量等）

①　業態調書
②　測量等実績調書
③　技術者経歴書
④　営業所一覧表
⑤　申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写し
⑥　営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書の写し
⑦　財務諸表（法人にあっては、５「一般競争（指名競争）参加資格の審査」の（測量等）に規定する審査基準日の直近１年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び損益計算書に関する書類（株主資本等変動計算書及び注記表）。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）
⑧　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、別紙第９号書式（その３の２）、別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

［注］

(A)　申請者が一般社団法人等であるときは、①から④及び⑥に掲げる書類、⑦に掲げる書類に準ずる書類並びに定款又は寄附行為を提出すること。

(B)　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤に掲げる書類並びに⑦に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること

４　有資格者としない者

（建設工事）

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

（測量等）

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　一般競争（指名競争）参加資格の審査

（建設工事）

　一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者について、⑴に掲げる経営的事項及び⑵に掲げる技術的事項の項目について総合点数を付与し、希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。

⑴　経営的事項

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直近に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直近２年又は３年の各営業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」
②　告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に定める「利払前税引前償却前利益」
③　告示第一の二に定める「経営状況」
④　競争参加を希望する工事区分の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」及び同２に規定する「元請完成工事高」
⑤　告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）

⑵　技術的事項　平成16年10月１日から平成20年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等

（測量等）

　一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者について、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。